



整理回収機構が三十三フィナンシャルグループ<7322>株式の大量保有報告書を提出



三十三フィナンシャルグループ<7322>について、整理回収機構が4月3日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「金融機関の資本の増強を図るため、「金融機能の強化のための特例措置に関する法律」に基づき金融機関の発行する優先株式を受けたもの。その後、発行会社の経営統合により、本株式となっているもの。」によるもの。

報告書によると、整理回収機構の三十三フィナンシャルグループ株式保有比率は、16.30%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年4月2日。